

令和3年2月4日
環境委員会（環境局）追加資料

- 1 資源物の持ち去りについて条例で規制を行っている政令指定都市一覧表
(別紙1のとおり)
- 2 両罰規定を設けている川崎市の条例一覧表
(別紙2のとおり)

資源物の持ち去りについて条例で規制を行っている政令指定都市一覧表

R3年2月現在

No.	都市名	規制対象品目	罰金等	金額
1	札幌市	空き缶、ペットボトル	罰金	20万円以下
2	さいたま市	古紙類、缶、繊維	無	無
3	千葉市	びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類及び不燃ごみ	罰金 公表	20万円以下
4	横浜市	一般廃棄物処理計画に従って排出された廃棄物	罰金	20万円以下
5	相模原市	古紙類、紙製容器包装、びん類、かん類、金物類、布類	罰金	20万円以下
6	新潟市	一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物	罰金	20万円以下
7	浜松市	家庭系廃棄物、資源集団回収品目	罰金 公表	20万円以下
8	名古屋市	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックなどの古紙（集団回収）	過料 公表	5万円以下
9	京都市	缶、ガラスびん、ペットボトル並びにプラスチック製の容器及び包装並びに粗大ごみ	無	無
10	大阪市	古紙・衣類	過料 公表	5万円以下
11	神戸市	缶、びん及びペットボトル、家庭用電気製品、家具類、金属を使用した製品	罰金 公表	20万円以下
12	岡山市	古紙、ガラスびん、缶その他再利用	過料	5万円以下
13	福岡市	家庭系廃棄物、資源集団回収品目	過料 公表	5万円以下
14	熊本市	古紙、自転車、ペットボトル、古布、なべ、やかん、フライパン、かま、ガラスびん、乾電池	罰金	20万円以下

※ 仙台市、静岡市、堺市、北九州市は条例なし。広島市は要綱にて対応。

※ 本資料についてはパブリックコメント手続き資料に追加します。

両罰規定を設けている川崎市の条例一覧表

(五十音順)

川崎市屋外広告物条例

川崎市火災予防条例

川崎市環境影響評価に関する条例

川崎市下水道条例

川崎市建築基準条例

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例

川崎市特別工業地区建築条例

川崎市風致地区条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例